

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

一般社団法人山梨県歯科医師会（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県歯科衛生士会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、会員及び関係団体等に対し、前項に定める歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（歯科医療救護活動への協力）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し歯科衛生士の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに歯科衛生士を、甲に指定された災害現場の医療救護所、避難所等（以下「医療救護施設等」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により前条第1項に基づく歯科医療救護活動における補助、協力を実施する必要が認められたときは、乙の判断により乙の会員を、歯科医師の駐在する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により歯科衛生士を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。

この場合において、甲が承認した歯科衛生士の派遣は、甲の要請に基づく歯科衛生士の派遣とみなす。

（歯科衛生士の業務）

第3条 歯科衛生士の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師の診療補助
- (2) 医師の補助
- (3) 医療救護施設等において歯科保健医療（口腔ケア）指導、摂食嚥下指導
- (4) その他必要な事項

（歯科衛生士に対する派遣先における指示等）

第4条 乙が派遣する歯科衛生士に対する現場における指示及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲並びに市町村長及び医療救護施設等の管理者が行う。

（歯科衛生士の輸送等）

第5条 甲は、歯科衛生士の移動、通信の確保及びその他歯科医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

2 歯科衛生士が使用する歯科材料・器械・薬剤等については、当該歯科衛生士が携行するもののほか、甲並びに市町村長及び医療救護施設等の管理者がその供給について必要な措置を講ずる。

（費用弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する経費は「災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則（平成24年4月1日付け山梨県と社団法人山梨県歯科医師会との協定）」によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年5月24日

甲 甲府市大手1-4-1
一般社団法人山梨県歯科医師会
会長 井出 公一



乙 甲府市大手1-4-1
一般社団法人山梨県歯科衛生士会
会長 三枝 海枝

